

第7回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善 滋賀県地方協議会  
議事録

1. 日時

平成 30 年 10 月 31 日 (水) 14 時 00 分～16 時 00 分

2. 場所

ホテルポストンプラザ草津 12 階クロケットルーム

3. 委員名簿

浜崎 章洋	大阪産業大学経営学部 教授
北川 鉄樹	一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事
谷口 孝男	滋賀県商工会議所連合会 専務理事
上西 保	滋賀県商工会連合会 副会長
安田 昌生	滋賀県中小企業団体中央会 副会長
浅野 邦彦	滋賀県倉庫協会 会長
生駒 弘信	株式会社アヤハディオ 取締役 管理本部 本部長
安河内 章	キリンビール株式会社 滋賀工場 総務広報担当部長
田中 亨	一般社団法人滋賀県トラック協会 会長
甲斐切 稔	一般社団法人滋賀県トラック協会 副会長
佐藤 哲郎	センコー株式会社 京滋業務センター 部長
柿迫 博	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長
矢田 收宏	全日本運輸産業労働組合滋賀県連合会 執行委員長
石坂 弘秋	滋賀労働局長
志賀 英晃	近畿経済産業局 産業部長
八木 一夫	近畿運輸局長
矢川 賢治	近畿運輸局 滋賀運輸支局長

#### 4. 議事

(事務局)

注意事項説明、資料確認、委員紹介等

(近畿運輸局自動車交通部 後藤次長)

本協議会は27年に設置されましたので、今回は第7回目のトラック輸送における取引環境・労働時間改善滋賀県地方協議会となります。私事ですが、設置時は事務局の貨物課帳をしており、一時は少しバスの仕事をしておりました。

また、(平成30年)9月27日に中央の方で労働時間改善協議会が開催されたのですが、その中で労働時間の上限の話などもあり、この協議会を5年間延長したいという提案も出されましたのでお願いします。

滋賀県では標準運送約款の手続率は90%台であり、適用する運送約款を変更し、然るべき運賃・料金を収受して、従業員の給与に反映しなければ、運輸業が立ちいかなくなります。例えば、路線バスでは、運転者が少ないため減便するという事態が、京都市内のような都市部でも起こっているという危機的状況です。このなかで、荷主からきちんと運賃を頂戴して労働者の給与に還元する、労働時間をできるだけ短縮するなど、トラック業界に対するイメージを向上させて若い人材を呼び寄せなければモノの流れが滞ってしまいます。末端に運送するのはトラックでなければ不可能ですので、トラック運送事業の役割は非常に大きいと考えております。活発なご議論をいただき、業界の発展のためにご協力いただけますようよろしくお願い致します。

(事務局)

報道機関の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとなります。

(事務局)

<資料確認>

これからの進行は座長の浜崎教授にお願い致します。浜崎教授、進行をお願いします。

(浜崎座長)

本年度は非常に自然災害が多い年でしたが、このような災害が起こると、最初に救援物資をどのように運ぶか、その後にまだ社会的な機能が正常化していない状況でいかに物を運ぶか、ということで物流に注目が集まります。本年度の西日本の豪雨では、JR貨物が機能しなくなったために中国方面の荷物が届かなくなり、ここでもトラック不足、ドライバー不足が明らかとなり、注目されたわけです。労働人口減少によるドライバー不足に加えて、こういった自然災害時、あるいは自然災害後の貨物輸送が機能なくなるという状況は将来頻発するであろうと思われれます。こういったドライバー不足という問題は企業の力

だけでは解決できないと思いますので、本日お集まりの皆さんに取引環境と、労働時間の改善といった問題に取り組んでいきたいと思います。

では、議題1「運送約款改正アンケート調査の結果報告」について事務局からお願いします。

## 5. 議題1：運送約款改正アンケート調査

事務局説明（省略）

（浜崎座長）

ありがとうございます。ここで引き続き議題1の関連事項として、物流業務の効率化などの取組みを進められておられます、滋賀県商工労働部企業誘致推進室次長の提議をいただきます、よろしくお願いします。

（滋賀県労働部企業誘致推進室 山本次長）

本日は滋賀のモノづくりを支える物流の取組みについてご説明します。取組みの背景には、従業員の高齢化による労働力不足、ドライバー不足や商業商品輸送の増加に伴う長距離輸送におけるトラック確保が困難などの物流に関する問題があります。

平成29年3月に学識経験者や関係団体・企業・国・県で「滋賀のモノづくりを支える物流研究会」を設置し、本年2月にモノづくりのさらなる発展に向けた物流の基本的な方向性などについてとりまとめました。方向性の内容としては、県内の物流に関係する企業が共同連携し、安定した物流イメージを定着させること、また、地域内物流のポテンシャルを引出し、県内で作られたものは県内の運送事業者が運ぶようにするという「地産地送」を推進するということです。この方向性を踏まえて、具体的に県では「物流効率化推進事業」と「地域創生人材育成事業」の2つの事業に取り組んでいます。

滋賀県企業誘致推進室では、「物流効率化推進事業」を担当し、季節によって需要が変動する荷物や低い積載率での運送、新規の輸送需要などに対応できるように滋賀県トラック協会、滋賀県倉庫協会、滋賀経済産業協会のご協力をいただきながら、共同輸送や、トラックの積載率向上などに向けて、関係者間の情報交換やニーズのマッチングの場となるプラットフォームの構築を目指しているところです。

現在はプラットフォーム構築に向け、運営における基本的なルールや参加にあたっての要件などについて各関係機関の意見を頂戴しているところです。

プラットフォーム構築にあたって、運送に困る荷物がいつどこにどのくらいあるか、県内の荷主企業にアンケート調査を実施しました。現在の状況を把握し、ニーズを見える化したうえで、関係団体と協議しながら、具体的なルールを作っていきたいと考えています。

課題を一つひとつ解決し、物流関係の関係者が安心して参加できるプラットフォームの構

築を目指して引き続き取組んで参ります。

また、もう一つの事業である「地域創生人材育成事業」につきましては、昨年度から県の労働雇用政策課が担当して取組んでいます。賃金をもらいながら雇用訓練を受けてもらう、というもので、大型免許等の資格取得や就職先のマッチングを行うことで人材を確保することを目的としています。29年度には3名、30年度の前半には7名が受講し、11月からの後半コースにも3名の参加希望があると聞いています。今後も各関係団体と連携して、実践的な能力を身に着けた人材の育成、雇用の創出に取組んで参りたいと考えています。これらの物流の取組みにはまだまだ未解決の課題が多く存在していると認識していますが、これらの事業を進めることで、将来的に運送事業における若年労働者の確保、運賃・料金水準の適正化、待機時間の解消、長時間労働の抑制などの労働環境の改善につながると考えておりますので、各事業の取組みについて引き続きご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

(浜崎座長)

ありがとうございます。議題1と、現在の滋賀県の取組みの説明について、ご意見を頂戴したいと思います。

(田中委員)

前段のお話についてですが、5年間この協議会を延長するに当たり、この問題と今の県からの提案、滋賀県においては事業の一つがクリアできたということです。

次にどういう展開を滋賀県が示していくかというなかで、キーワードは「プラットフォーム」であると思います。いわゆる「地産地消」の問題から始まって、物流については「地産地送」という考え方で、滋賀のモノづくりと物流がいかにマッチングするかという課題と提案が滋賀県からありましたので、委員を一人派遣しました。

ところが、様々な議論をフィードバックしていくと、当初は物が運べない地域があるという荷主側と運送事業者が話合うことが有効という方向性で来ましたが、どうも実態に合わないことがわかりました。この「プラットフォーム」というキーワードは以前から言われてきましたが、実は現状では頓挫した状況にあります。

ただ、県の事業には予算がついているため、なんとか成功させたいわけです。そこで、この協議会と連携し、目的を達することができないかという話が出てきました。根本的な問題は、滋賀県の運送事業者の8割が下請、2割が元請という実態があります。

標準運送約款の問題は2割の元請にしか関係ないもので、残りの8割の運送会社を無視する結果となります。このような状況の中では、今のプラットフォーム事業にしても標準運送約款の問題にしても、アンケートの精度はかなり低い可能性があると思います。先ほど、アンケートの回収率の話の中で、6割は無回答との指摘もありました。

この構造は滋賀県のみならず全国的な問題です。将来的に、まだまだ人間が運送しなけ

ればならないことを考えて、今現在取組しなければいけないことは何か、ということが重要で、現在はまだそのレベルにいます。その中で全ト協が何をしようとしているかという、1つ目は「貨物運送事業法の改正」、2つ目が「悪質業者対策」、3つ目が荷主との運賃交渉のあり方の改善です。実際、小規模な運送業者が大企業に対して運賃交渉をするというのは不可能な現状です。

私は、この問題を解決するためには法制化の後にトラック運送事業に「更新制」を採用し現段階で、荷主対トラック運送事業者の構造は依然として解消されていません。この協議会の議論の中で、状況が好転できるような案ができれば有難いと思います。

(浜崎座長)

法改正も含め多岐にわたりご意見いただきましたが、先ほどの田中委員のお話にあった、荷主と運送会社との関係性という部分については、その実態を把握するために資料6、1にあるような物流事業者側と荷主側のアンケートに対する事務局のご意向ということでしょうか。まず最初の関係性をきちんと理解するためには、やはり実態調査が必要だということですね。

(田中委員)

このアンケート調査でいえば、最初の質問には「あなたの荷主（取引先）はどこか」であるべきです。そのメスを入れなければならない。

(浜崎座長)

運送会社向けのアンケートをとるときに、元請なのか、そうでないのかということをはっきりと分けてアンケートをとって整理していくことで明確になっていくということですね。

(事務局)

資料をお持帰りいただき、お気づきの点やご指摘などありましたらご連絡くださいますと幸いです。

(浜崎座長)

皆さん、他にいかがでしょうか。

(後藤次長)

私が知る限り、滋賀県のように都道府県と地方協議会の連携は全国どこでもやっていないことであり、県と連携できることは我々にとっては有難いことと思います。県と提携しなければ、県の内部で動きにくい部分もありますから。予算的にも県と連携して、「プラットフォーム」のような事業を活用していくのはいいことであると思います。人の確保という話

であれば、大阪と京都は府がやっていますが、あとの県はそんなにないでしょう。この「プラットホーム」はいいことだと思いますので、ぜひ推進してほしいです。

また、下請の問題について我々はあまり言ってきませんでした。その点も考えなければいけない時期だろうと思っています。トラック業界の前に旅行バスについてはある程度改善が図られましたが、それは荷主にあたる旅行業者が国交省の所管であり、更新制を導入したことが大きいと思います。規制緩和の前の時代を知っている職員がいなくなってきた今、規制を検討しなければならない時期だと思っています。

(田中委員)

私は現在、滋賀県の運輸連合会の会長をしていますが、連携しなければ解決できない問題も多いのです。プロジェクト・チームのようなものを組んでもらい、少数精鋭でやってもらわなければ解決できません。

(浜崎座長)

今のお話を整理すると、1つめは、本年度のこの協議会の事業として資料6, 1のアンケートをやるか、ということ。もう1つは、県とこの協議会とのコラボレーションをどういうふうに進めていくか、ということ。この2点だと思っています。

まず1つめのアンケートの実施については、「実施する」という方向性でよろしいでしょうか。

(安田委員)

約款変更の「効果」を運送事業者は本当に得ることができているのかが重要になります。アンケートについては、運送業者にこういう質問をするということですが、荷主には出したのでしょうか。

(事務局)

荷主事業者も調査対象と考えております。

(事務局)

ご指摘の通りです。

(安田委員)

国土交通省、厚生労働省、経済産業省から依頼文書が発出されていますが、それらに関連してアンケート調査を出していく方が効果的ではないか。荷主側のアンケート結果に関連する形で、運送事業者に対するアンケートも進めていただきたいと思います。最初に荷主に働きかけをしてからそのあとに運送会社の調査した方が、効果があるのではないでしょ

うか。自助努力できないことについては荷主の理解が無ければ実現できないことです。

(田中委員)

最初に運送業界が自分の業界にメスを入れていく、身を切る改革をしなければいけないと思います。事業法の改正が成立することでかなり風向きが変わってきます。

(安田委員)

様々な問題点を解決していくことでどんどん変わっていく。コストについては適切な料金をもらうべきです。

国の方向付け、多様な問題がある中でどのような解決をしていくか。運送会社では、残業代を固定残業代として契約する取組みをしている例もあります。協議会はこのような取組みの先に行かなければならないし、国の理解も必要だと思います。

また働き方改革の残業上限時間についても、いかに対応していくのか、調査すべきと考えます。

(浜崎座長)

今のご意見は、主にアンケートの手順・連帯性のことで、経済産業省のクレジットも入れていくこと、最初に荷主にアンケート調査を実施し、その後にトラック運送事業者にアンケート調査を実施する手順、さらに、5年後の労働時間の部分をもう少し深く聞くという意見でした。現状の把握に加えて、今後どうするかということに関する項目をもう少し補てんする、という意見だと思います。事務局の方でそれは修正していただくとともに、委員の皆さんのほうからさらにご意見いただくということでもよろしいですか。

(事務局)

はい、よろしくお願い致します。

(浜崎座長)

アンケート調査の実施では、物流事業者のほうは滋賀県トラック協会に協力していただくとともに、荷主のほうは商工会議所、商工会にご協力いただくということでもよろしいですか。

(事務局)

ご指摘の通りです。

(浜崎座長)

経済産業省の名前を入れて調査を実施しますので、ご調整等についてよろしくお願いし

ます。2点目の県とのコラボということについては、田中委員のご意見がありましたが、協議会と連携していくということで、プロジェクト・チームのようなグループの中で意見をすり合わせていく形でよろしいでしょうか。

(田中委員)

そこで出た意見の中身を、ここで発表し共有化できればいい。

(滋賀県労働部企業誘致推進室 山本次長)

「プラットフォーム」事業では具体的に何を目的としているのかというと、荷主の方と物流企業の方が情報交換をする場、マッチングをする場として機能することです。こうした仕組みを整備することで、新たな効率的な需要を創出できるのではないかと考えています。この取組みは協議会の取組みとも軌を一にするものだと思いますので、今度とも情報交換をしていきたいと思います。

(浜崎座長)

そのあたりは事務局と意見交換、擦り合わせさせていただき、私も報告を聞いてどのように進めていくか確認したいと思います。以下は事務局と座長が預かります。

続いて議題2「働き方改革関連法案」についての説明を事務局からお願いします。

## 6. 議題2：働き改革関連法案について

事務局説明（省略）

(浜崎座長)

ありがとうございます。議題2について、皆さんからご意見ありますか。なければ、議事3「取引環境労働時間改善中央協議会等の情報提起」について、事務局からお願いします。

## 7. 「取引環境労働時間改善中央協議会等の情報提起」

事務局説明（省略）

(浜崎座長)

議題3について何かご意見ご質問などありましたらお願いします。なければ、最後に全体を通してご意見ご質問等ありますか。では、進行を事務局にお返しします。

(事務局)



最後に、滋賀労働局からご挨拶申し上げます。

(滋賀労働局 村井氏)

トラック運送における取引環境や労働時間の改善を目的とした協議会は本日で第7回目を数えました。昨年度までのパイロット事業も一区切りを迎えて今年度に至るということですが、本年の6月に「働き方改革」関連法案が成立しまして来年の4月からは順次施行を迎えるということになっております。自動車運転者の皆様には時間外労働について、当面の5年間は猶予期間がありますが、業界はまだまだ人手不足をはじめとする問題もあり、厳しい状況にあるかと思えます。そのような状況の中で労働時間の削減を進めていくことは決して容易なことではありませんが、関係者が一体となって、取引関係の改善または長時間労働の抑制を実現するために具体的に実現することを目的とする評議会の中で、滋賀県の実情を踏まえつつ議論を続けることができればよいと考えています。座長の浜崎先生を始め、各委員の皆様、関係各社の皆様のご尽力に感謝するとともに、引き続きお力添えをお願いします。本日は有難うございました。

(事務局)

本日は、貴重なご意見をいただき有難うございました。次回第8回の協議会については、年度内の開催を予定しております。日程調整についてはまた追って連絡を差し上げますのでどうぞよろしく願いいたします。それでは、第7回トラック輸送における取引環境・労働時間改善滋賀県地方協議会を閉会します。本日は有難うございました。

以上